

通勤手当に関する規則

〔平成 18 年 10 月 30 日〕
規則第 11 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号 平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号 平成 00 年 0 月 00 日規則第 0 号

通勤手当に関する規則(平成 7 年北但行政事務組合規則第 23 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 51 号)第 16 条の規定による通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 通勤手当に関しては、豊岡市職員の通勤手当に関する規則(平成 17 年豊岡市規則第 44 号)を準用する。この場合において、「豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 39 号)」とあるのは「職員の勤務時間等に関する条例(平成 7 年北但行政事務組合条例第 17 号)」に、「市長」とあるのは「管理者」に、様式第 1 号中「豊岡市職員の通勤手当に関する規則第 3 条」とあるのは「通勤手当に関する規則」に、様式第 1 号中「総務部職員課」とあるのは「環境課」に、様式第 1 号中「豊岡市職員の通勤手当に関する規則」とあるのは「通勤手当に関する規則」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の通勤手当に関する規則(平成 7 年北但行政事務組合規則第 23 号)の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の相当規定によりなされたものとみなし、期間は、通算する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

